

調達要求番号:BP-25D1-671171

情 報 本 部 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	C 1 棟執務室のオフィス改革のための 什器等の購入（指定場所への搬入を含む）（机（平型） 他 1 2 件）	D I H - L D - 2 6 0 2 9	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 8 年 6 月 1 5 日
		改 正	令和 年 月 日
		作 成	令和 年 月 日
			情報本部 電波部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省情報本部電波部（以下，“官側”という。）が調達する「C 1 棟執務室のオフィス改革のための什器等の購入（指定場所への搬入を含む）（机（平型） 他 1 2 件）」（以下，“本契約”という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

1.2.1 引用文書

a) 法令等

情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成 2 0 年情報本部達第 4 号）

1.2.2 関連文書

a) 法令等

秘密保全に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 6 号）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 1 6 0 号）

2 本契約の目的

本契約は、C 1 棟執務室において推進するオフィス改革（オフィス環境を見直し、社員の働きやすさを改善する取組として多くの企業等が採用しているもの）の一環として、執務室に勤務する職員の多種多様なワークスタイルに適合する什器を購入するもの（官側が指定する場所までの搬入を含む）である。

3 本契約に関する要求

3.1 製品に関する要求

この仕様書で調達する製品に関し、要求する事項は以下のとおりとする。

a) 品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

b) 調達品目表に記載されたカタログ製品名と異なる製品により納入する場合には、当該異なる製品が、調達品目表に記載されたカタログ製品よりも同等以上の製品であることに

ついて、あらかじめ官側の確認を得なければならない。

3.2 製品の搬入に関する要求

この仕様書で調達する製品の搬入に関し、要求する事項は以下のとおりとする。

- a) 製品の搬入は、C 1 棟執務室の官側が指定する所定の場所に組立設置することにより行うものとする。なお、製品の搬入先の概要図は図 1 のとおりである。

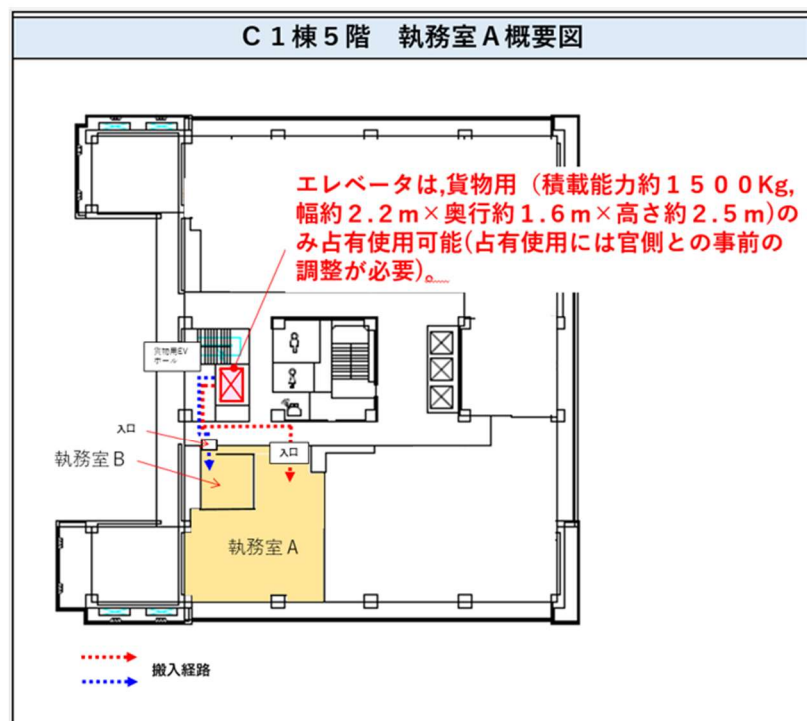


図 1-製品の搬入先の概要図

- b) 上記の a) に当たり、必要となる C 1 棟への立入手続きについては、情報本部における立入禁止場所等に関する達に基づき、契約相手方が官側と調整の上、行うものとする。

なお、立入りの申請が許可されるまでには期間を要することから、契約相手は、本契約の締結後、速やかに申請の手続きを行わなければならない。

- c) 製品の搬入は、官側の大規模なフロア移設の一環として行われるものであることから、契約相手方は、官側の運用に影響を及ぼさないよう、平日 0830～1715 の限られた時間帯で行わなければならないことを承諾しておかななければならない。
- d) 本契約における製品の納入経路は貨物用エレベータのみを使用し、非常階段等の使用は認めないものとする。エレベータ内及び共用部等の養生を契約相手方（納入する製品の卸売事業者、製造事業者等を含む。）が実施するものとする。
- e) 契約相手方（納入する製品の卸売事業者、製造事業者等を含む。）は、納入する製品について、情報漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのための相応の管理を行うものとする。

3.3 本契約の履行に必要な細部の調整

この仕様書に定めるもののほか、本契約の履行に当たり細部の調整が必要な場合には、契約相手方と官側で調整して決定するものとする。

4 監督・検査

本契約に関する監督及び検査については、支出負担行為担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

5 出荷条件

5.1 下請を行う場合

下請けにより要求製品を納入する場合は、下請業者名の通知をしなければならない。

6 その他の指示

6.1 秘密保全

契約相手方は、パソコン及び携帯電話等の撮影可能な機器による市ヶ谷庁舎情報本部内での写真撮影、納入場所への持込については禁止とする。機器の保管場所等は、官側の指示に従うものとする。

6.2 市ヶ谷庁舎情報本部内における立入

市ヶ谷庁舎情報本部内への立入及び車両等の運行については、**防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する実施細則について（通知）**等に従うこととし、履行場所以外の立入を禁止する。履行にあたり、立入禁止場所への立入が必要な場合には、事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に定める申請を行い、許可を得るものとする。

6.3 仕様書の疑義

契約相手方は、この仕様書に規定のない事項または、疑義が生じた場合は、速やかに監督官を通じ契約担当官と書面にて協議するものとする。

調達品目表

調達要求番号：BP-25D1-671171

No	品名	カタログ製品名 a)	単位	数量
1	机(平型)	コクヨ SD-ISN187CLS PAW NN 外寸(基準)：D700×W1800×H720 引出し：3個 又は同等以上のもの(他社製品を含む)	台	1
2	机(平型)	コクヨ SD-ISN147CLS PAW NN 外寸(基準)：D700×W1400×H720 引出し：3個 又は同等以上のもの(他社製品を含む)	台	7
3	机(平型)	コクヨ SD-ISN127CLS PAW NN 外寸(基準)：D700×W1200×H720 引出し：2個 又は同等以上のもの(他社製品を含む)	台	11
4	デスクワゴン	コクヨ SD-IS46A2 SAW N4 外寸(基準) W395×D602×H600 施錠装置：シリンダー鍵 ※オプション PCハンガー SDA-GPC10 F5 N を含む 又は同等以上のもの(他社製品を含む)	台	19
5	デスクワゴン	コクヨ SD-IS46A2 SAW N4 外寸(基準) W395×D602×H600 施錠装置：シリンダー鍵 又は同等以上のもの(他社製品を含む)	台	1
6	椅子(肘付)	コクヨ CR-A2835 E6 GME6-WNN タイプ：背座同色 ヘッドレスト：有 ランバーサポート：有 肘掛タイプ：可動肘 ※オプション ハンガー CRH-G2800 E6 を含む 又は同等以上のもの(他社製品を含む)	脚	1
7	椅子(肘付)	コクヨ C08-B312M(W)-B T7T7 1 タイプ：メッシュ ヘッドレスト：有 ランバーサポート：有 肘掛タイプ：T型肘 ※オプション ハンガー CRH-G3000 E6 を含む 又は同等以上のもの(他社製品を含む)	脚	18
8	椅子(肘なし)	コクヨ K16-B 22CU-E6Y M6M6 3 タイプ：ラウンドタイプ キャスター脚・背クッションタイプ背座同色 又は同等以上のもの(他社製品を含む)	脚	5

No	品名	カタログ製品名 a)	単位	数量
9	椅子（折りたたみ）	ライオン事務器 No. 3981 NF-W 色：オリーブグリーン タイプ：スライドスタッキングタイプ 背面タイプ：背ヌード キャスター：ナイロン双輪キャスター メモ台：有 又は同等以上のもの（他社製品を含む）	脚	1
10	ワゴン	FIRST-G GT-05ADW 色：ホワイト 外寸：W540×D330×H616 キャスターストッパー：無 又は同等以上のもの（他社製品を含む）	台	4
11	キャビネット	イトーキ H1-M1045AKL-W9 外寸：W371×D392×H289 施錠装置：個別ロック（鍵） 各段仕切り板：有 非常解除キー付き 又は同等以上のもの（他社製品を含む）	台	1
12	テーブル	コクヨ MT-JTMR129 E6MT1N 外寸：W1200×D900×H720 天板仕様：ラウンドコーナー 脚仕様：丸脚・アジャスター 又は同等以上のもの（他社製品を含む）	台	1
13	衝立	プラス PWJ-1818DSK 外寸：W1844×D589×H1790 タイプ：両面ホワイトボードタイプ（マグネット） 又は同等以上のもの（他社製品を含む）	台	1

注 a) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。